

答弁書第一七三号

内閣参質一八六第一七三号

平成二十六年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭 殿

参議院議員藤末健三君提出安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の位置付けに関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会への位置付けに関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（以下「安保法制懇」という。）は、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成十一年四月二十七日閣議決定）別紙四の「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針」（以下「指針」という。）にいう「懇談会等行政運営上の会合」（以下「懇談会等」という。）に該当するものとして、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の開催について」（平成二十五年二月七日内閣総理大臣決裁）に基づき開催しているものである。

懇談会等は、指針において、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条の規定に基づく審議会等とは異なり、「あくまでも行政運営上の意見交換、懇談等の場として性格付けられるもの」であるとしているところである。

三及び四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、安保法制懇については、一について述べたとおり適切な根拠に基づいて開催されたものであるほか、憲法と安全保障に関する法制度との関係について検討していただくため、それにふさわしい深い見識を有する者から構成され、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増していることを踏まえ、我が国の平和と安全を維持するためどのように考えるべきかについて活発に議論を行っていただいたと認識しており、また、その議論の内容については、議事要旨等を公表するとともに、報告書としても公表されている。